

令和 8 年 8 月 1 4 日
県土整備部道路環境課
0 4 3 - 2 2 3 - 3 1 4 0

放置車両の移動について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定により、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

指定する区間
千葉土木事務所管内（習志野市、八千代市）の県管理道路 ※千葉市内は県管理道路ありません。
葛南土木事務所管内（市川市、船橋市、浦安市）の県管理道路
柏土木事務所管内（柏市、我孫子市）の県管理道路
印旛土木事務所管内（佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、栄町）の県管理道路
山武土木事務所管内（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町）の県管理道路
長生土木事務所管内（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）の県管理道路
市原土木事務所管内（市原市）の県管理道路